

第 44 回学生弓道合同研修会

議題資料

議題目次

1 百射会および女子部記録会優勝者決定方法

2 百射会の時間配分に関して

3 リーグ戦・女子部リーグ戦出場資格に関して

4 女子部新人戦出場資格に関して

5 入替戦組み合わせにおける不出場校の扱いに関して

6 新人戦出場資格に関して

7 公式戦紙的使用に関して

8 リーグ戦男子三ツ巴戦に関して

9 規約の不備改正

1. 百射会および女子部記録会優勝者決定方法

現状、百射会及び女子部記録会における勝敗方法は的中数で決定し、同的中数の場合は連中数の大小を勝敗の根拠としている。しかし近年の大会における競技記録の著しい向上により、特に的中数と連中数のどちらも近似する優勝候補者が増加してきている。現状の規約では、**的中数及び連中数のどちらも同数であった場合に優勝者一名を決定することができないものとなっている。**

学連としての意見

規約に以下の文言を明記したい（赤字部分を追加）

第一五〇条および第一五七条

順位は的中数の多少によって決定する。優勝者が同中の場合のみ連中数により決定し、**連中数も同数の場合には優勝決定基準とする連中数をより早く達成した者を優勝者とする。この基準達成が同時の場合のみ競射にて優勝者を決定する。**

補足

現状では競射の際に用いる的の大きさが定められていない。こちらについては本研修会にて議論の上、百射会および女子部記録会実施要項へ明記したいと考えている。学連としては利用時間を鑑みて線的を用いた遠近競射を行いたいと考えている。現実的な案としては八寸的の使用も可能である。

このため、規約改正の議論と同時に競射時に使用する的についても議論したいと考えている。

2. 百射会の時間配分に関して

五月に行われた百射会にて、全日程が施設使用可能時間までに終わらず、後日表彰式を行うという事態に陥った。施設側からの利用時間の厳守についても強く要請されている事もあり、対策が急務である。その為、百射会の行射制限時間を改定し、短縮することを検討している。

学連としての意見

規約に以下の文言を改正したい（赤字部分を追加）

第一五四条②

- 一、一立の制限時間は五分とする。
- 二、弦が切れた場合等、射場審判が必要とした場合のみ一分間の延長を認める。

補足

女子部記録会における制限時間の変更は予定していない。また、これまで通り弦切れ等のトラブルに対しては時間延長を認める。

これまで五分半で制限時間を超える選手が少なかったことや、事前アンケートにおいても「表彰式まで含めて全日程を1日で完了するべきだ」という意見が多かったため、今回の規約改正にて時間短縮を行いたい。

3. リーグ戦・女子部リーグ戦出場資格に関して

本年度リーグ戦・女子部リーグ戦において、選手登録用紙に記名されていない部員の出場が発生し立合いや対戦校へ混乱を招いた。現状の規約では追加部員登録を随時完了する事でリーグ戦への出場が可能となっており、具体的な期日が設けられていない状態となっている。

学連としての意見

規約に以下の文言を追加したい（赤字部分を追加）

第五十三条および第八十三条

- ①出場資格については第四十一条に準じる。
- ②出場資格のない選手が出場した場合、当該選手の矢は全て外れとする。
- ③リーグ戦に参加する部員は定時総会の前日迄に部員登録を完了していなければならない。

補足

9月最終日（全日学連で定められている追加部員登録期間）までのリーグ戦に、随時大会選手登録を可能とする現状は加盟校と学連側の双方に混乱をもたらしていることが事前アンケートより判明した。学連としても期日を設けることで、より公平なリーグ戦運営を行いたいと考えている。

4. 女子部新人戦出場資格に関して

都学連規約第132条に不備が見つかった。現状の当該規約では女子部リーグ戦に出場した選手が新人戦に出場可能であると解釈できる規約となっている。学連として、男女問わず一度リーグ戦に出場した選手を新人戦に出場させることは現状認めていない。

学連としての意見

規約に以下の文言を追加したい（赤字部分を追加）

第132条

①女子部リーグ戦に出場した選手は、**新人戦**・女子部新人戦に出場することが出来ない。なお、順位決定戦・入替戦に出場した選手も同様とする。

補足

女子部の規約が男子の規約に準じる形で作成されてしまっているため起きた事案であると推察される。今後もこのような誤解を招く表現が発見された際には早急に改正に取り組む。

5. 入替戦組み合わせにおける不出場校の扱いに関して

本年度女子部リーグ戦において不出場校が同ブロック内に複数発生した。そのため、以下のような流れで試合組みを行った。

- ① 女子部リーグ戦不出場の旨をリーグ戦期間開始前にIV部 C 女子 2 校が学連に連絡を行なった。それは同時に入れ替え戦の棄権が都学連に連絡されたと考えられる。よって 77(104)条に基づき都学連が入替戦を裁定する。
- ② 現行規約 55(84)条③の自動降格は、リーグ戦不出場の大学は自動的に入れ替え戦に進むが入れ替え戦棄権により降格するというプロセスを踏んでいると解釈した。
- ③ 都学連は裁定の結果、女子 IV 部 ABC5 位の 3 位 vs 女子 V 部 AB2 位 2 校の上位 としたいが、女子 IV 部 C 5 位は該当校なしのため、また女子 V 部 2 位は 1 校しか存在しないため女子 IV 部 AB5 位 2 校の的中下位 vs 女子 V 部 2 位の学校の入替え戦を行った。

【H3 1 年度女子部リーグ編成表】

			I	日 本 大 学			
				法 政 大 学			
				桜 美 林 大 学			
				中 央 大 学			
				明 治 大 学			
		IIA	慶 應 義 塾 大 学	早 稲 田 大 学			
			東 洋 大 学	首 都 大 学 東 京			
			國 學 院 大 学	東 京 大 学			
			東 京 農 業 大 学	日 本 女 子 体 育 大 学			
			専 修 大 学	東 京 理 科 大 学			
IIIA	東 京 医 科 歯 科 大 学	IIIB	明 治 学 院 大 学	III C	成 蹊 大 学		
	成 城 大 学		東 京 外 国 語 大 学		帝 京 大 学		
	東 京 海 洋 大 学		東 京 薬 科 大 学		上 智 大 学		
	創 価 大 学		立 教 大 学		一 橋 大 学		
	青 山 学 院 大 学		明 星 大 学		立 正 大 学		
IIIV A	大 正 大 学	IIIV B	駒 澤 大 学	IIIV C	東 京 経 済 大 学		
	武 蔵 大 学		お 茶 の 水 女 子 大 学		学 習 院 大 学		
	学 習 院 女 子 大 学		芝 浦 工 業 大 学		玉 川 大 学		
	東 京 農 工 大 学		東 京 工 業 大 学		日 本 体 育 大 学		
	日 本 女 子 大 学		電 気 通 信 大 学		東 京 工 科 大 学		
		VA	亜 細 亜 大 学	VB	高 千 穂 大 学		
			東 京 学 芸 大 学		東 京 電 機 大 学		
			二 松 学 舎 大 学		東 京 都 市 大 学		
			日 本 文 化 大 学		国 土 館 大 学		
			工 学 院 大 学				

学連としての意見

学連が今回の規約改正で目指す着地点は、より公平なリーグ間入替戦である。そのため、リーグ戦に出場している大学が不出場の大学よりも優先して下部入替戦に進む事態を、より明確に避けたいと考えている。

規約に以下の文言を追加したい（赤字部分を追加）

第55（84）条改正案

第五十五条

- ①加盟校は一部・二部・三部・四部・五部に分類し、三部はA・Bに分割、四部五部はA・B・Cに分割する。なお原則として各ブロックにつき五大学とする。
- ②加盟校はリーグ戦不出場を本連盟に連絡することができる。不出場を連絡した大学は入替戦に進む。不出場を連絡した大学は入替戦棄権となる。ただし、リーグ内の最下部校が不出場を本連盟に連絡した場合は、入替戦に進まず最下部最下位とする。
- ③新規加盟した大学及びリーグ戦に二年連続不出場した大学は最下部最下位とする。

第77条新案

①リーグ戦Ⅰ部―Ⅱ部入替戦組合せは、原則として次の通りとする。

一、Ⅰ部五位―Ⅱ部一位

②Ⅱ部―Ⅲ部入替戦組み合わせは、原則として次の通りとする。

一、Ⅱ部五位―Ⅲ部A一位―Ⅲ部B一位の三校三つ巴戦

③リーグ戦Ⅲ部―Ⅳ部入替戦組み合わせは、原則として次の通りとする。

一、Ⅲ部A B五位二校のうちの的中率下位―Ⅳ部A B C一位三校のうちの的中率一位

二、Ⅲ部A B五位二校のうちの的中率上位―Ⅳ部A B C一位三校のうちの的中率二位

三、Ⅲ部A B四位二校のうちの的中率下位―Ⅳ部A B C一位三校のうちの的中率三位

④リーグ戦Ⅳ部―Ⅴ部入替戦組み合わせは、原則として次の通りとする。

一、Ⅳ部A B C五位三校のうちの的中率一位―Ⅴ部A B C一位三校のうちの的中率三位

二、Ⅳ部A B C五位三校のうちの的中率二位―Ⅴ部A B C一位三校のうちの的中率二位

三、Ⅳ部A B C五位三校のうちの的中率三位―Ⅴ部A B C一位三校のうちの的中率一位

⑤本連盟が入替戦の具体的な組み合わせを加盟校に公表する以前に、リーグ戦の不出場又は入替戦の棄権を本連盟に連絡した場合、組み合わせは本連盟が裁定する。但し、そのときの入替戦の組み合わせは、入替戦出場校の中で順位のより高い大学が、順位が同じときはその中でよりの的中率の高い大学が、優先的に上部への残留・昇格の機会を得られるものとなるよう裁定する。

⑥各入替戦における上部でリーグ戦の不出場校又は入替戦の棄権を本連盟に連絡した大学数が第一項から第四項までの規定による入替戦試合数を上回るとき、本連盟は入替戦を、リーグ戦の不出場又は入替戦の棄権を本連盟に連絡した上部の大学数に試合数が一致するまで設定することができる。但し、この場合における入替戦の組み合わせの裁定は、前項但し書きの規定を準用する。

第104条改新案

- ①女子部リーグ戦Ⅰ部―Ⅱ部入替戦組み合わせは、リーグ戦Ⅱ部―Ⅲ部入替戦組み合わせに準じる。
- ②女子部リーグ戦Ⅱ部―Ⅲ部入替戦組み合わせは、リーグ戦Ⅲ部―Ⅳ部入替戦組み合わせに準じる。
- ③女子部リーグ戦Ⅲ部―Ⅳ部入替戦組み合わせは、リーグ戦Ⅳ部―Ⅴ部入替戦組み合わせに準じる。
- ④女子部リーグ戦Ⅳ部―Ⅴ部入替戦組み合わせは、次の通りとする。
 - 一、Ⅳ部A B C五位のうちの中率三位―Ⅴ部A B一位二校のうちの中率上位
 - 二、Ⅳ部A B C五位のうちの中率二位―Ⅴ部A B一位二校のうちの中率下位
 - 三、Ⅳ部A B C五位のうちの中率一位―Ⅴ部A B二位二校のうちの中率上位
- ⑤本連盟が入替戦の具体的な組み合わせを加盟校に公表する以前に、リーグ戦の不出場又は入替戦の棄権を本連盟に連絡した場合、組み合わせは本連盟が裁定する。但し、そのときの入替戦の組み合わせは、入替戦出場校の中で順位のより高い大学が、順位が同じときはその中でよりの中率の高い大学が、優先的に上部への残留・昇格の機会を得られるものとなるよう裁定する。
- ⑥各入替戦における上部でリーグ戦の不出場校又は入替戦の棄権を本連盟に連絡した大学数が第一項から第四項までの規定による入替戦試合数を上回るとき、本連盟は入替戦を、リーグ戦の不出場又は入替戦の棄権を本連盟に連絡した上部の大学数に試合数が一致するまで設定することができる。但し、この場合における入替戦の組み合わせの裁定は、前項但し書きの規定を準用する。

補足

従来の規約ではⅣ部以上のリーグにおいて複数の大学が不出場となることを想定されていなかった。本規約改正はこれを解決するためのものである。

これに伴って、**実施要項において新項目「勝敗数カウント」**を明記する予定。ここでは、ブロック内に不出場があった場合にはその大学を抜いた大学数での勝敗数をカウントする。

6. 新人戦出場資格に関して

9月に行われた定時総会において、新人戦出場資格に関しての規約改正が行われた。これを受けた先般の東京都学生弓道連盟アンケートでは、新人戦への出場が難しくなるという声が上がった。

そのため、今回の研修会では本議題をブロック別討論会の議題とし、多くの加盟校の意見を吸収し学連としての対応を考えたい。学連としては各加盟校から以下二点に関してヒアリングを行うことで現状把握に努めたいと思う。

- ・ 現行の新人戦出場資格への賛成・反対とその理由
- ・ 本年度新人戦への参加・不参加とその理由

また、運営上存在する前提事項を下記に提示する。この前提の範囲内でなるべく多くの加盟校が参加できる新人戦を目指している。

- ・ 新人戦の定義

リーグ戦で活躍できなかった部員の活躍の一助となる舞台である。

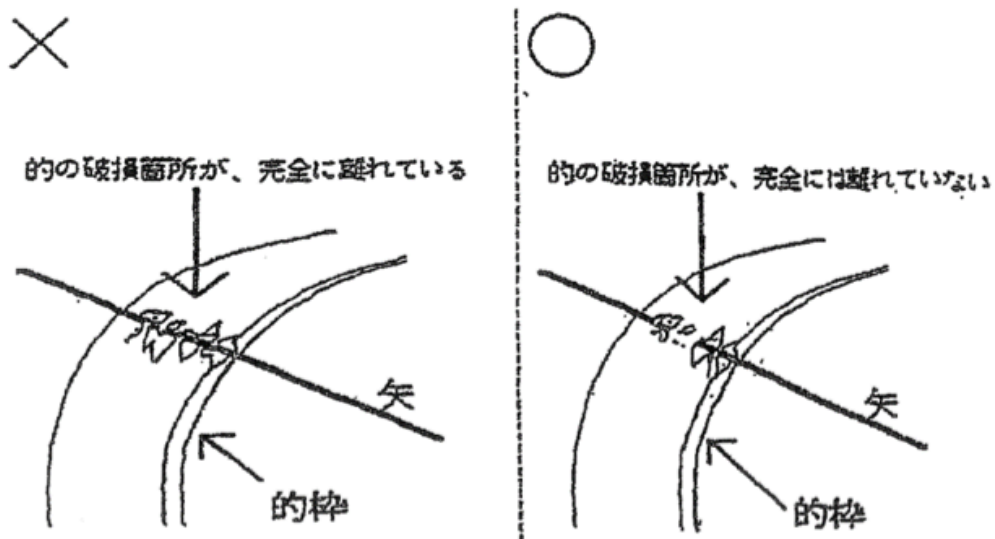
- ・ 日程に関して

- a) 4月以降に行われる新人戦が各加盟校の新歓活動に悪影響を及ぼす為に日程が現状のように変更されている。(平成二十三年度研修会)
- b) 4月以降であると学連内において、各大会の準備や新役員の受け入れなどがあり、そちらに支障が出る可能性がある。

各ブロックにおいて意見を集約した後、全体での討論会に移行する予定である。

7. 公式戦紙的使用に関して

例年、公式戦においては紙的の準備を学生弓道合同研修会にて加盟校全体にお願いしている。しかし現状としては、大学によって紙的であるかビニールの紙的であるか統一性のない形となってしまう。紙的の材質によっては際どい紙的中の判定が変わるのではないかという意見もいただくため、加盟校全体に紙的の統一性を持たせるかについての是非を問いたい。また、附矢時の紙的についてはこの限りではない。



補足

本規約改正により、公式戦における紙的中判定をより公平なものとしたい。紙的と指定してしまうと加盟校への負担もあるが、事前アンケートにおいて多くの加盟校が紙的を使用していると回答していることも踏まえて規約化を行いたいと思う。

また、これまで通り試合前の付け矢や紙的出しの紙的はビニールの紙的でも構わない。全関東大会本戦については例外としてビニールの紙的を使用したいと考えている。こちらの紙的中判定は一貫して学連役員が行うことで公平性を担保する。

8. リーグ戦男子三ツ巴戦に関して

リーグ戦実施要項『3. 三ツ巴・四ツ巴・五ツ巴』欄において誤解を招く表記があったため、これを是正したい。現在のリーグ戦実施要項該当箇所では「一立 8 人」と記載されているため、介添えが 1 名のみと解釈できるようになってしまっている。学連としてはリーグ戦男子立を「一立 4 人」と考えているため、男子部リーグ戦三ツ巴戦に関しては介添えも 2 名であるのが自然と考える。そのため以下のようにリーグ戦実施要項を改正したい。

リーグ戦実施要項に以下の文言を追加したい（赤字部分の修正）

3. 三ツ巴・四ツ巴・五ツ巴

試合の進行方法

①矢振り

略

②試合進行

順番は入れ替えずに進めます。男子の場合は、**四人二立の計八名**（同じ大学の壺之立・弐之立が同時に入る）で、一・五同時打起で行ってください。

③応援・看的の声出しについて

略

補足

上記の改正によって、各立（選手 4 人）に対して介添えを 1 名置くことを明記する。また、追い越し発射の基準となる立の定義を確実なものとする。男子部リーグ戦における追い越しの基準は壺之立・弐之立を分離して考えるものとする。

9. 規約の不備改正

○付け矢 ×付矢

60条③、89条③、117条③、138条③

○但し ×ただし

3条②、9条①、13条①、17条①、21条、37条①一・五、④、四十条、四十一条②、③、四十五条①、③、五十七条①、五十九条、六十八条、六十九条①、七十一条、八十六条①、八十八条、九十八条、百十四条①、百十六条、百三十五条①、百五十二条②、159条②、169条、171条①一・三・五、②一・三・五、③四、④四、一七二条②、全36件

以上の誤字の改正